

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日の国連会議で、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

2018年9月20日に核兵器禁止条約への調印・批准が開始されて以降、条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70カ国、批准国は25カ国（2019年8月6日現在）にひろがっている。

被爆75年である2020年に向けて早期発効の努力がなされている中、唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器廃絶の先頭に立つべきである。

よって政府は一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

（日本共産党）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣 各宛